

建設事業者団体の長 殿

岡谷労働基準監督署長

令和 3 年 9 月 5 日の大雨による災害の復旧工事における  
労働災害防止の徹底について（お願い）

今般の大雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、平素から労働基準行政の推進につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、茅野市や諏訪市で発生した今月 5 日の大雨により、土砂が流出し、住宅が全壊するなどの大きな被害がもたらされたところです。

今後、復旧工事が行われることとなり、その際の労働災害防止対策の実施が求められるところです。特に復旧工事では、現場の状況に応じた早急な対応が求められ、十分な準備期間がないままに作業に入ることが多く、当該作業の危険性を十分に把握できないために、労働災害が発生する事態が繰り返されてきたところであり、二次災害防止の観点から、労働災害防止の徹底がより重要になります。

つきましては、貴団体傘下の会員に対し、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施することはもとより、特に下記の事項を実施するよう周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 575 条の 9 に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、今回の豪雨前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。

- ( 3 ) 安衛則第 575 条の 14 及び安衛則第 575 条の 15 に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

## 2 土砂崩壊災害防止対策

- ( 1 ) 地山の掘削を伴う工事( 河川の堤防の補修等の工事を含む。)の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、安衛則第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。  
また、今回の豪雨以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- ( 2 ) 上記( 1 )の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- ( 3 ) 掘削の作業に当たっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- ( 4 ) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- ( 5 ) 平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 2 号の別添「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実にを行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- ( 6 ) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記( 1 )から( 5 )までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

## 3 がれき処理作業における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

- ( 1 ) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- ( 2 ) ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。特に、安全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。
- ( 3 ) 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等

の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

#### 4 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第155条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
- (2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第158条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第157条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

#### 5 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づき、事業場内の感染防止対策実施状況を確認及び徹底するとともに、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策を実施すること。

#### 6 熱中症の予防

熱中症予防対策に注意を払い、水分及び塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼び掛けること。

#### 7 その他

工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

また、倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにすること。

上記3(3)のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること

## 添付資料

- 資料 1 災害からの復旧工事の安全な施工について
- 資料 2 がれきの処理作業を行う際の注意事項  
～ がれき処理作業を行う皆様へ ～
- 資料 3 がれきの処理作業を行う際の注意事項 ～ 事業者の皆様へ ～
- 資料 4 - 1 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン
- 資料 4 - 2 斜面での土砂崩壊による労働災害を防ごう！
- 資料 5 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！
- 資料 6 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 資料 7 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン